

令和7年12月26日
国立大学法人岩手大学

研究活動における特定不正行為の調査結果について（概要）

1. 経緯

令和7年3月、本学農学部教授を指導教員とする本学大学院生が筆頭著者を務め、本学特任研究員を責任著者とする学術論文（以下、「当該論文」という。）に、特定不正行為の疑いがあるとする告発を受けた。本学はこの告発に対し、「特定不正行為に関する告発等への対応について定める細則（以下、「細則」という。）」に基づき予備調査を行ったうえで、令和7年5月に研究者倫理調査委員会を設置し、本事案の本調査を開始した。

本調査の結果、告発を受けた当該論文及び当該論文に関連した学会発表（以下、「当該学会発表」という。）において特定不正行為に該当する行為があったと認定したことから、細則第20条第1項の規定に基づき、調査結果を公表する。

2. 調査

（1）調査体制

研究者倫理調査委員会委員 6名（学内委員3名、学外委員3名）

（2）調査期間

令和7年5月2日～令和7年9月10日

（3）調査対象者

当該論文の共著者 8名（以下のとおり）

- ・ 本学大学院生 A (当該論文の筆頭著者)
- ・ 本学大学院生 B (当該論文の共著者)
- ・ 本学元特任研究員 C (当該論文の責任著者、令和6年度末退職)
- ・ 本学農学部教授 袁 春紅 (当該論文の共著者で大学院生Aの主指導教員)
- ・ 本学教員 D (当該論文の共著者)
- ・ 本学教員 E (当該論文の共著者)
- ・ 海外大学教員 F (当該論文の共著者)
- ・ 海外大学教員 G (当該論文の共著者)

（4）調査方法・手順

- ・ 告発内容の確認、予備調査の結果の確認
- ・ 調査対象者からの聞き取り（書面・ヒアリング）調査
- ・ 当該論文の著者らの役割分担の確認

- ・ 実験ノート等の実験記録及び生データの確認
- ・ 当該論文の初稿から最終稿までの原稿の精査及び責任著者と共に著者との原稿修正のやり取りの精査
- ・ 当該論文の査読の指摘に対する責任著者からの回答の精査
- ・ 当該論文撤回時の学術誌編集者と責任著者とのやり取りの精査
- ・ 当該論文に関連した学会発表資料及び発表要旨の精査
- ・ 告発者からの聞き取り（ヒアリング）調査

3. 調査結果

（1）認定した不正行為の種別

特定不正行為：捏造

（2）特定不正行為に関与したと認定した研究者

- ・ 大学院生 A（当該論文の筆頭著者）
- ・ 元特任研究員 C（当該論文の責任著者）
- ・ 農学部教授 袁 春紅（当該論文の共著者で大學生 A の主指導教員）

（3）不正行為が行われた経費

調査の結果、当該学会発表に際して、基盤的経費（国立大学法人運営費交付金）から学会参加費（4,000 円：令和 5 年度支出）を支出していることを確認したが、学会発表の内容も含めて不正行為があったと認定した当該論文の作成過程において、科学的・学術的な関連性が確認できる経費の支出は認められなかった。

（4）認定した不正行為の内容等

当該論文及び当該学会発表は、異なる二つの機器及び凍結方法を用いて凍結したサンプルの解凍後の比較評価を行ったもので、告発書では当該論文に書かれた凍結サンプル作製に関する実験条件が実際の実験条件とは異なっているとの疑義が呈された。

本調査では、当該論文及び当該学会発表に係る実験ノート等の実験記録及び生データの提出を調査対象者に求めた。しかし、調査対象者からサンプル解凍後に行ったサンプル分析の結果の生データは提出されたが、告発において疑義が呈されたサンプル作製に関する一連の実験条件に関する実験ノート等の実験記録は提出されず、調査対象者から不正行為の疑いを覆すに足る客観的証拠は示されなかった。

さらに本調査の過程で以下の事実が判明した。

- ・ サンプルの凍結処理に使用した二つの機器のうち一方の機器を用いた実験については、サンプルの凍結処理に立ち会った袁教授が当該機器の型番及び凍結処理時の凍結条件（実験条件の一部に該当）を確認しておらず、実験記録を作成しなかったことで当該機器の型番及び凍結処理時の凍結条件が不明となった。

- ・ 大学院生 A は当該論文の執筆段階になって、サンプル作製時の実験条件を論文中に明示する必要があることに気が付き、袁教授にその事を相談したところ、袁教授から大學生 A に対して実験当日の撮影動画や他の公開されている文献、Web サイトから当該機器の型番や機器の凍結条件の記載を引用してはどうかと提案があった。
- ・ 大学院生 A は袁教授の提案に従う形で二つの先行研究の論文に書かれていた当該機器の別機種の型番とサンプル凍結処理時の凍結条件を流用し、当該論文に自身らが行った実験の実験条件として記載した。その結果、当該論文には実際に使用した機器とは異なる型番が書かれていた。
- ・ その他のサンプル凍結処理時の実験条件について、実験当日には測定していない測定値や計測していない時間等が当該論文に書かれており、実際の実験条件に即した記載となっていない。
- ・ サンプルの凍結処理に使用した二つの機器のうちもう一方の機器を用いた実験については、大學生 A からの聞き取り調査時には凍結処理時の実験記録があり提出可能であるとの回答だったが実験記録の提出はなされず、その後、大學生 A から実験のメモを紛失したとの回答があった。
- ・ 当該論文は投稿後の査読において、査読者からサンプルの凍結処理前後の状態について情報を追加することが求められ、論文の最終稿の段階で実験条件に関する記載が追加されているが、いずれも実験記録が残されていない。

以上のことから、サンプル作製の実験そのものが行われたという事実は確認できたものの、サンプル作製に係る実験条件を確認できる実験記録がないことに加えて本調査の過程で判明した上記の事実に基づき、研究者倫理調査委員会では当該論文に書かれた実験条件は論文執筆の段階で実験条件を作り上げて記載したものであると判断し、当該論文の実験条件に関する記載は捏造に該当すると認定した。

また、当該学会発表についても当該論文と同じ実験をもとに発表が行われており、実験当日には測定していない測定値が発表資料に記載されていたことから、当該論文と同様に当該学会発表の実験条件に関する記載は捏造に該当すると認定した。

(5) 「不正行為に関与した者」として認定した研究者について

①大學生 A

大學生 A は自身の学位取得のため、限られた期間内で研究成果を出し学術誌に論文が掲載されることを優先し、実験計画が不十分で記録も残していない実験をもとに学会発表及び論文執筆を行っており、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったと言わざるを得ない。また、他の先行研究の論文から実験条件の記載を流用し、当該論文に自身らが実际に行った実験の実験条件であるかのように記載しており、指導教員の不適切な提案を受けたものであったとはいえ、故意に不正行為を行ったと判断した。

②元特任研究員 C

元特任研究員 C は、責任著者として当該論文において研究が適正になされ、不正行為に該当することがないよう注意を払う義務を負っていたが、大学院生 A の実験記録を検証し、論文の記載が実態と照らし合わせて適切なものであるかを確認する注意義務を怠った。加えて、大学院生 A が執筆した当該論文の実験条件が実際の実験条件と異なることを認識していながら、投稿した当該論文を掲載前に取り下げるといった適正な措置を取らなかった。むしろ当該論文の査読に対して実際の実験条件とは異なる回答を作成・提出しており、実験の実態と異なることを当該論文に記載しても査読を通し論文掲載を優先した姿勢が読み取れ、故意に不正行為を行ったと判断した。

③袁 春紅 教授

袁教授は大学院生 A の主指導教員であり、元特任研究員 C が在職時に所属していた研究室の主宰者（PI）として研究不正を未然に防ぐ監督責任を負っていたにもかかわらず、大学院生 A の実験記録を確認し、当該論文の記載を検証するという注意義務を怠った。さらに、袁教授が立ち会ったサンプルの凍結処理の実験では、使用した機器の型番及び凍結条件を確認せず、実験記録を作成しなかったことで実験記録の不在という状況を自ら作ったと言える。加えて、大学院生 A 及び元特任研究員 C に対して実験記録がない実験をもとにした論文投稿を許可し、大学院生 A に対して当該論文の執筆にあたり、不正行為を指示するような提案を行ったことから、故意に不正行為を行ったと判断した。

なお、他の共著者 5 名については、当該論文のサンプル作製実験への関与や特定不正行為が認定された箇所の執筆に関与した客観的な事実は確認されず、また、当該箇所の記載が実際の実験と異なることを知り得る立場にもなかつたことから、不正行為への関与はなかったと判断した。

（6）本調査結果に対する不服申立て

「不正行為に関与した者」として認定した研究者のうち 2 名から調査結果に対して不服申立てが行われたが、両名からの申立てには再調査が必要であることを示す新たな証拠は提示されておらず、研究者倫理調査委員会における特定不正行為の認定を覆すものではないと判断し、不服申立てを却下した。

（7）本学が行った措置の内容

- ・ 大学院生 A については、本学大学院学則及び学生の懲戒に関する規則に基づき、懲戒処分を決定した。
- ・ 袁教授については、本学職員就業規則及び職員懲戒規則に基づき、懲戒処分を決定した。
- ・ 元特任研究員 C については既に本学を退職しているため処分は行わない。

- 特定不正行為が認定された当該論文は告発受理前に共著者らによって撤回措置が取られており、本学からの取下げ勧告は行わない。また、当該学会発表についても同様に共著者らによって撤回済みのため、本学からの取下げ勧告は行わない。

4. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

大学院生 A は大学院入学時に本学が指定する研究倫理教育を受講するとともに在籍研究科が実施する研究倫理教育を受講しており、研究不正に関する基本的な知識・認識は有していたと考えられる。同様に元特任研究員 C は本学在籍時に大学院生の身分も有しており、在籍研究科が実施する研究倫理教育を受講していた。袁教授も本学が指定した期間(5年)ごとに本学指定の研究倫理教育を受講していた。

これらを踏まえると、大学院生 A 及び元特任研究員 C については論文が学術誌に掲載されることを優先し、本来研究者として遵守すべき研究成果の正確性や信頼性といった研究公正を軽視した結果と言える。加えて大学院生 A については、実験を行った際には実験ノート等で記録を作成し保管するという研究者として当然わきまえるべきルールや基本姿勢についての認識が欠如していたことが挙げられる。

袁教授については研究者個人として研究公正に対する認識が不十分だったことに加えて、研究室の主宰者（PI）として研究室に在籍する学生、研究員に対して研究倫理に関する指導・監督を行う立場にあり監督責任を負っているという自覚が不十分であったと言わざるを得ない。当該論文及び当該学会発表のサンプル作製の実験が行われた令和5年当時の岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則では、研究活動にあたって実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管及び実験試料・試薬の保存等を行うこと、当該記録媒体等は研究成果の発表から5年間保存することが定められていた。本調査において、サンプル解凍後の分析結果の生データは提出されたが、実験ノート等の実験記録は一切提出されなかった。大学院生 A、元特任研究員 C 及び袁教授からは実験当日の写真及び実験中の作業を記録したとされる動画が多数提出されたものの、論文に記載された実験条件を確認できる写真・動画はなく、実験記録の代替となり得るものではなかった。さらに、袁教授自身が凍結処理時に使用機器の型番及び凍結条件を実験ノート等に記録していなかった事実からしても、研究室内で実験記録を作成し、適切に管理しておくといった基本事項の指導が徹底されていなかったことが示唆される。

(2) 再発防止策

- 研究室の主宰者（PI）を対象とした研究不正に関する啓発研修を実施し、実験記録、研究データ等の適切な管理・保存の徹底を図る。
- 教職員に対して今回の不正行為の内容を共有し、再発防止のための強い注意喚起を行う。
- 不正行為防止の啓発資料を作成し、教職員だけではなく学生に対する不正行為防止の周知活動を強化する。